

○富田林市広報等の配布手数料の交付に関する要綱

令和2年2月28日

要綱第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発行する広報等の配布に係る手数料（以下「配布手数料」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広報等 広報とんだばやし及び広報とんだばやしの折込配布チラシをいう。

(2) 広報等配布グループ おおむね5軒以上で構成された区域を対象に広報等を配布するために活動する団体のことをいう。

(届出)

第3条 本市住民が、前条第2号の広報配布グループを発足し、広報等の配布を行おうとするときは、市長が別に定める届出書を市長に提出しなければならない。

2 前項の広報配布グループの代表者その他の事項に変更があった場合又は広報配布グループを解散し、広報等の配布を中止する場合は、市長が別に定める届出書を市長に提出しなければならない。

(配布手数料)

第4条 配布手数料は、広報等の配布を行った広報等配布グループに対して、年度ごとに一括して交付するものとする。

2 前項の配布手数料は、次の表により算定した年額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）とする。

区分		1部当たりの金額
広報とんだばやし		5. 5円
折込配布チラシ	10ページ未満	3. 7円
	10ページ以上	4. 6円

(配布手数料の返還)

第5条 市長は、広報等の配布に不正又は誤りがあったと認めたときは、既に交付した配布手数料の一部又は全部を返還させることができる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年要綱第11号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。